

滋賀県国民健康保険診療施設協議会

地域包括医療・ケア充実に向けた人材育成のための助成事業要綱

(目的)

第1条 この事業は滋賀県内に所在する国保診療施設（以下「直診」という。）に対して人材育成のための助成を行い、以て地域包括医療・ケアの充実に寄与することを目的とする。

(対象)

第2条 この事業の対象は、滋賀県国民健康保険診療施設協議会（以下「協議会」という。）規約第5条第1項に定める会員とする。

(事業)

第3条 この事業は、第1号から第4号に規定する全国国民健康保険診療施設協議会（以下「国診協」という。）が主催する学会等への参加費用または第5号に規定する他団体が主催する学会・研修会等や先進地への視察などに要した費用および第6号に規定する滋賀県国保地域医療学会にかかる費用に対し助成金を交付する。

- (1) 全国国保地域医療学会
- (2) 地域医療現地研究会
- (3) 地域包括医療・ケア研究会
- (4) 国診協が主催する第1号から第3号以外の研修会等
- (5) 他団体が主催する学会・研修会等、先進地への視察など
- (6) 滋賀県国保地域医療学会（地域医療交流会の開催経費）

(財源)

第4条 この事業の実施にかかる助成金は、地域包括医療・ケア充実積立金をもって充てる。

(助成額)

第5条 第3条第1項第1号から第5号までの助成額は「別表1」のとおりとし、第3条第1項第1号から第3号に該当する費用と第4号から第5号に該当する費用に区分し、それぞれ定める額を上限として助成する。

2 第3条第6号に該当する費用については、開催経費の3分の2相当額とし協議会会長（以下「会長」という。）が定める。なお、助成額を前条の積立

金から協議会会計へ繰り入れることで、第6条から第9条に規定する交付申請等の手続きを実施したとみなす。

（交付申請（請求））

第6条 助成を受けようとする直診は、「地域包括医療・ケア充実に向けた人材育成のための助成事業交付申請（請求）書（様式第1号）」に関係書類を添えて、会長に提出するものとする。

（交付決定）

第7条 交付の決定は、申請（請求）があった日から30日以内に行うものとする。

（交付方法）

第8条 会長は、第6条に定める交付申請（請求）に対し交付決定を行った後、全額を一括して会長の指定する日に交付するものとする。

（実績報告）

第9条 直診は、該当年度の3月31日までに「地域包括医療・ケア充実に向けた人材育成のための助成事業実績報告書（様式第2号）」に関係書類を添えて提出するものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は平成29年7月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 本事業の事業終了年度は令和4年度までとする。なお、以降については、本事業による効果や財源の状況を踏まえて、改めて検討するものとする。
- 3 この要綱は令和2年4月1日から適用する。

附 則

- 1 本事業の事業終了年度は令和6年度までとする。なお、以降については、

本事業による効果や財源の状況を踏まえて、改めて検討するものとする。

2 この要綱は令和5年4月1日から適用する。

別表 1

助 成 額

1. 第3条第1項第1から3号該当

区分	助成額（上限額）
診療所	80,000円
病院	40,000円

2. 第3条第1項第4から5号該当

区分	助成額（上限額）
診療所	80,000円
病院	80,000円

※助成金は、上記に定める額を上限とする。なお、対象となる費用は、旅費、宿泊費、参加負担金を基本とし、飲食を主としたものは対象外とする。ただし、飲食に要した額の内、情報交換等に必要と協議会会長が認めた場合は、その額の1/2を対象とする。